

## 議会運営委員会の概要

### 1 議案の撤回について

- ・総務部長から、資料「議案の撤回について」により、議第27号「令和6年度山形県一般会計予算」について、「さくらんぼを核とした県産フルーツ情報発信事業費」の事業内容を見直すため撤回する旨の説明があり、了承された。

#### 【発言概要、質疑等】

(加賀委員) 今回の撤回は、同じ事業について、令和4年2月定例会以来、2回目となるものだ。会期中の予算の撤回は大変重いことである。このことについて、知事はじめ、当局はどのようにとらえているのか、考えを聞きたい。

⇒ (総務部長) 農林水産常任委員会において、付託議案を否決された重みを、重々認識している。二元代表制である議会の重みを十分考え、当初予算を撤回し、関係経費を削除した当初予算案の再提案を決断するに至った。

(加賀委員) このことは本当に重い。昨日、撤回及び再提案に係る知事のコメントが発表された。その中で「県民への不利益を避けるため」という言葉が用いられた。我々議会は、県民の利益を考え、しっかり議論を行ったうえで、このような結果に至っている。コメントでこのような言葉が使われると、我々議会在後ろ向きであるような誤解が生じかねない。十分考えたうえで、言葉を使っていたきたい。

⇒ (総務部長) 決してそのような意図はなかった。そのような誤解が生じたとすれば、至らぬ点があったと思うので、今後は重々考えてまいりたい。

(加賀委員) 後戻りはできない。今後は誤解を招かない言葉を使っていたきたい。我々が、県政を前に進めるために議論を積み重ねてきた結果であり、これからも肝に銘じ、慎重になっていただければありがたい。

(石黒委員) 知事は県民の利益のために提案した。フルーツステーションについては2年以上かけ、大議論を重ねてきた。その結果、ここに至ったのは議会のルールであり、当然、受け止めなければならない。そのことに対し知事がコメントする際に、言葉を選べというのは、何か違うのではないか。我々は、知事をコントロールする立場にはない。

(矢吹委員長) 先ほど総務部長から発言があった。コントロールしようということではなく、議会も両輪の同じ立場であり、そのような趣旨のコメントではないとのことで、しかも今後気を付けて行っていくとのことだった。

(石黒委員) 知事は、二元代表制の下、県民のために提案した議案を残念ながら撤回するに至った。そのことに対する知事本人の思いの中から出た言葉を、真摯に受け止めるべきだと私は思う。

(吉村副委員長) 議会運営委員会で、知事のコメントについて、言葉がふさわしくないのではないか、と議論するのは不適當な話ではないと思う。ただ、コントロールしようという意図はないと考える。その点は、マスコミの皆さまにも誤解がないよう、お願いしたい。加賀委員の発言の意図は、これまで議会は何もしてこなかったわけではない、しっかり議論を尽くしてきたことをわかっていたきたい、ということだと思う。その点は两会派とも合意していると考え。議会は議論を尽くしてきたことを意思表示

させていただいたうえで、次に進んでいければと思うので、よろしくお願ひ申し上げます。

(矢吹委員長) この件については、ここまでとさせていただきます。

## 2 2月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和6年2月定例会追加提出案件」により説明があり、了承された。

## 3 議事日程第7号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により本日の議事日程の説明があり、了承された。

## 4 本日の常任委員会の出席要求対象者について

- ・議事調査課長から、本日の本会議休憩中に開催される各常任委員会における執行部の出席者については、撤回事業に係る総務及び農林水産常任委員会は関係者のみ、その他の常任委員会については関係部局長のみとし、本会議散会後に開催される常任委員会については、関係者のみとしてはいかがかとの説明があり、了承された。

## 5 山形県議会デジタル化推進会議令和5年度検討報告書について

## 6 令和5年度山形県議会広報・広聴委員会報告書について

- ・森田議長から、デジタル化推進会議正副座長及び広報・広聴委員会正副委員長より、報告書の提出があった旨の発言があった。

## 7 その他

- ・なし。

## 8 本日の開議時刻

- ・本日の本会議の開議時刻は、議会運営委員会休憩宣告後直ちにと決定された。

## 9 議運再開時刻

- ・議運の再開時刻は、本会議休憩中の常任委員会終了後、放送をもってお知らせすることとされた。

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年3月15日（金）

午前 10 時

- 1 議案の撤回について
- 2 2月定例会追加提出案件の概要について
- 3 議事日程第7号について
- 4 本日の常任委員会の出席要求対象者について
- 5 山形県議会デジタル化推進会議令和5年度検討報告書について
- 6 令和5年度山形県議会広報・広聴委員会報告書について
- 7 その他
- 8 本日の開議時刻
- 9 議運再開時刻

## 議案の撤回について

### 1 撤回する案件

予 算 案 件 1 件

○ 議第27号 令和6年度山形県一般会計予算

### 2 撤回する理由

「さくらんぼを核とした県産フルーツ情報発信事業費」の事業内容を見直すため撤回するものである。

## 令和6年2月定例会追加提出案件

予算案件 3件

(1) 令和6年度山形県一般会計予算

当初予算総額 649,783,456千円

(2) 令和5年度山形県一般会計補正予算(第8号)

繰越明許費の補正 追加 3,034,126千円

変更 5,489,781千円

---

合計 8,523,907千円

【参考】繰越明許費補正後累計 65,646,749千円

(3) 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

繰越明許費の補正 変更 51,500千円

【参考】繰越明許費補正後累計 112,444千円

【参考】繰越明許費補正後累計(一般会計と特別会計の合計額)

65,759,193千円

## 会 議 順 序 表

[議事日程第7号]

令和6年3月15日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法									
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第7号、その他)										
2	< 開 議 > ○ 議案の撤回について										
3	○ 諸般の報告 (追加議案の送付)										
4	○ 議案上程 (議第91号) ○ 知事説明 ○ 常任委員会付託 (議第91号)  < 休 憩 >										
5	○ 休憩中の日程 <table border="1" data-bbox="268 1525 1257 1704"> <thead> <tr> <th>時 刻</th> <th>委 員 会 等</th> <th>会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休 憩 宣 告 後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td>各 常 任 委 員 会 終 了 後</td> <td>議 会 運 営 委 員 会</td> <td>議 会 運 営 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	休 憩 宣 告 後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室	各 常 任 委 員 会 終 了 後	議 会 運 営 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場									
休 憩 宣 告 後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室									
各 常 任 委 員 会 終 了 後	議 会 運 営 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会 室									

6	<p style="text-align: center;">＜ 再 開 ＞                      ※以下、各常任委員会終了後の 議会運営委員会において再度協議</p> <p>○ 議案及び請願上程 （議第 2 8 号から議第 9 1 号までの 6 4 件及び請願）</p> <p>○ 常任委員長報告</p> <p style="padding-left: 2em;">文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長</p> <p>○ 議案採決 （議第 2 8 号から議第 9 1 号までの 6 4 議案）</p> <p>○ 請願採決</p>	簡 易
7	<p>○ 議案上程 （議第 9 2 号及び議第 9 3 号の 2 件）</p> <p>○ 知事説明</p> <p>○ 関係常任委員会付託 （議第 9 2 号及び議第 9 3 号の 2 件）</p> <p style="text-align: center;">＜ 散 会 ＞</p>	

# 議 事 日 程 （ 第 7 号 ）

令和6年3月15日（金） 午前10時開議

- 第 1 議案の撤回について
- 第 2 議第91号 令和6年度山形県一般会計予算
- 第 3 議第28号 令和6年度山形県公債管理特別会計予算
- 第 4 議第29号 令和6年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 第 5 議第30号 令和6年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 6 議第31号 令和6年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第32号 令和6年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 第 8 議第33号 令和6年度山形県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 議第34号 令和6年度山形県農業改良資金特別会計予算
- 第 10 議第35号 令和6年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第 11 議第36号 令和6年度山形県林業改善資金特別会計予算
- 第 12 議第37号 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計予算
- 第 13 議第38号 令和6年度山形県流域下水道事業会計予算
- 第 14 議第39号 令和6年度山形県電気事業会計予算
- 第 15 議第40号 令和6年度山形県工業用水道事業会計予算
- 第 16 議第41号 令和6年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
- 第 17 議第42号 令和6年度山形県水道用水供給事業会計予算
- 第 18 議第43号 令和6年度山形県病院事業会計予算
- 第 19 議第44号 山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議第45号 山形県部設置条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 21 議第46号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 議第47号 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議第48号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議第49号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議第50号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議第51号 山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例の設定について
- 第 27 議第52号 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議第53号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議第54号 山形県脱炭素社会づくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議第55号 山形県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 第 31 議第56号 山形県婦人保護施設金谷寮条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議第57号 山形県病院薬剤師奨学金返還資金貸与条例の設定について
- 第 33 議第58号 医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について



- 第 34 議第59号 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 35 議第60号 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 36 議第61号 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 37 議第62号 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 38 議第63号 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 39 議第64号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 40 議第65号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 41 議第66号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 42 議第67号 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 43 議第68号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 44 議第69号 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 45 議第70号 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 46 議第71号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 議第72号 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 48 議第73号 山形県県民の海・プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 議第74号 置賜文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 議第75号 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 議第76号 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議第77号 山形県水産振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 53 議第78号 山形県東北農林専門職大学基金条例の設定について
- 第 54 議第79号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 55 議第80号 山形県特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例の設定について
- 第 56 議第81号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 57 議第82号 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 58 議第83号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 59 議第84号 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

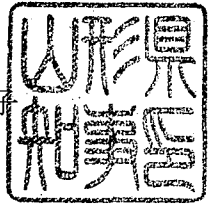
- 第 60 議第85号 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 61 議第86号 山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 62 議第87号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第 63 議第88号 一般国道112号山形中山道路工事用地の処分について
- 第 64 議第89号 包括外部監査契約の締結について
- 第 65 議第90号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を達成するための計画の認可について
- 第 66 請願
- 第 67 議第92号 令和5年度山形県一般会計補正予算（第8号）
- 第 68 議第93号 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

財 第 216 号

令和6年3月14日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

山形県知事 吉 村 美 栄 子



提出議案の撤回について

令和6年2月19日付けで提出した議第27号「令和6年度山形県一般会計予算」は、  
下記の理由により、撤回いたしたく御承認願います。

撤 回 理 由

「さくらんぼを核とした県産フルーツ情報発信事業費」の事業内容を見直すため撤回するものである。

常 任 委 員 会 付 託 表

(令和6年2月定例会)

委員会名	件 名
総 務	<p>議第91号 令和6年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部及び第3項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く、第14款予備費</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 県ホームページサーバ移行・OS更新業務委託契約から消防防災ヘリコプター飛行関連電子機器包括役務契約まで</p> <p>3 第3条第3表 地方債</p> <p>4 第4条 一時借入金</p> <p>5 第5条 歳出予算の流用</p>
文教公安	<p>議第91号 令和6年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第9款警察費ただし第1項の一部を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及び第8項の一部を除く、第11款災害復旧費第3項</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 旧山形県立酒田工業高等学校解体工事請負契約からヘリコプターテレビシステム地上設備更新工事請負契約まで</p>
厚生環境	<p>議第91号 令和6年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第1項の一部、第2項の一部及び第4項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第13款諸支出金第2項</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 山形県立朝日学園体育館改築工事請負契約から山形県男女共同参画センター管理運営業務まで</p>
農林水産	<p>議第91号 令和6年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第6款農林水産業費ただし第1項の一部、第2項の一部及び第4項の一部を除く、第10款教育費第6項の一部、第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 農業近代化資金利子補給から農林大学校畜舎等解体工事請負契約まで</p>
商工労働 観 光	<p>議第91号 令和6年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第5款労働費、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費ただ</p>

		<p>し第2項の一部及び第3項の一部を除く、第10款教育費第1項の一部、第7項の一部及び第8項の一部</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 企業立地促進事業から山形県立博物館空調機修繕工事請負契約まで</p>
建設	議第91号	<p>令和6年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項、第2項の一部及び第3項を除く</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 山形県土地開発公社の融資に対する債務保証から県営住宅等管理業務委託契約まで</p>

# 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和6年2月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	13	6.2.20	文教公安	夜間中学の開設について	福島県福島市南沢又字曲堀東8-6 夜間中学校開設を進める会 代表 武田 徹	石黒、吉村、高橋（啓）、 木村	継続審査	
〃	14	6.2.20	総務	ガザ地区での即時停戦を求める意見書の提出について	寒河江市西根高畑71-2 市民連合やまがた 代表 菊地 若奈	齋藤、橋本、松井、 石川（正）、江口、梅津、 今野、青木、石黒、 高橋（啓）	継続審査	
〃	15	6.2.20	総務	デジタル社会のスムーズな行政手続の推進について	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会 会長 岩崎 雅幸	石塚、高橋、梶原、吉村、 木村、奥山、舩山	採択	知事付

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	2	1		1	
文教公安	1			1	
計	3	1		2	

# 継 続 審 査 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和6年2月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	11	5.12.4	厚生環境	人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43-13 「平和の礎」名前を読み上げる山形の会 代表 漆山 ひとみ	青木、石黒、高橋（啓）	継続審査	
〃	12	5.12.4	厚生環境	医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	齋藤、橋本、松井、青木、吉村、高橋（啓）	継続審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
厚生環境	2			2	
計	2			2	

月 日		曜		本 会 議		時 刻		委 員 会 等			
二・二十	火	開会 令和五年度議案及び令和六年度議案上程 知事説明、令和五年度議案各常任委員会付託	午前 十時	議	議運委員会室	二・二十	火	開会 令和五年度議案及び令和六年度議案上程 知事説明、令和五年度議案各常任委員会付託	午前 十時	議	議運委員会室
二十一	水	休会（議案調査）	午前 十時	議案説明会	予算委員会室	二十一	水	休会（議案調査）	午前 十時	議案説明会	予算委員会室
二十二	木	休会	常任委終了後	各常任委員会	各委員会室	二十二	木	休会	常任委終了後	各常任委員会	各委員会室
二十三	金	休会（天皇誕生日）				二十三	金	休会（天皇誕生日）			
二十四	土	休会				二十四	土	休会			
二十五	日	休会				二十五	日	休会			
二十六	月	各常任委員長報告、採決	午前 十時	議	議運委員会室	二十六	月	各常任委員長報告、採決	午前 十時	議	議運委員会室
二十七	火	休会（議案調査）				二十七	火	休会（議案調査）			
二十八	水	質疑及び一般質問（代表質問）				二十八	水	質疑及び一般質問（代表質問）			
二十九	木	質疑及び一般質問				二十九	木	質疑及び一般質問			
三・一	金	質疑及び一般質問				三・一	金	質疑及び一般質問			
二	土	休会				二	土	休会			
三	日	休会				三	日	休会			
四	月	休会（議案調査）				四	月	休会（議案調査）			
五	火	休会	午前 十時	予算委員会	予算委員会室	五	火	休会	午前 十時	予算委員会	予算委員会室
六	水	休会	午前 十時	予算委員会	予算委員会室	六	水	休会	午前 十時	予算委員会	予算委員会室
七	木	休会	午前 十時	予算委員会	予算委員会室	七	木	休会	午前 十時	予算委員会	予算委員会室
八	金	予算特別委員長報告 令和六年度議案・請願各常任委員会付託	午前 十時	各常任委員会 意見調整終了後	各委員会室	八	金	予算特別委員長報告 令和六年度議案・請願各常任委員会付託	午前 十時	各常任委員会 意見調整終了後	各委員会室
九	土	休会				九	土	休会			
十	日	休会				十	日	休会			
十一	月	休会				十一	月	休会			
十二	火	休会	午前 十時	総務 第一委員会	第一委員会室	十二	火	休会	午前 十時	総務 第一委員会	第一委員会室
十三	水	休会				十三	水	休会			
十四	木	休会	午前 十時	総務 第二委員会	第二委員会室	十四	木	休会	午前 十時	総務 第二委員会	第二委員会室
十五	金	議案撤回 追加議案上程、知事説明、各常任委員会付託 （休憩） 各常任委員長報告、採決、繰越明許費議案上程 知事説明、関係常任委員会付託	午前 十時	議 各常任委員会	各委員会室	十五	金	議案撤回 追加議案上程、知事説明、各常任委員会付託 （休憩） 各常任委員長報告、採決、繰越明許費議案上程 知事説明、関係常任委員会付託	午前 十時	議 各常任委員会	各委員会室
十六	土	休会				十六	土	休会			
十七	日	休会				十七	日	休会			
十八	月	関係常任委員長報告、採決 各特別委員長報告	午前 十時	予算委員会	予算委員会室	十八	月	関係常任委員長報告、採決 各特別委員長報告	午前 十時	予算委員会	予算委員会室
十九	火	委員会所属変更、閉会	常任委終了後	各特別委員会	各委員会室	十九	火	委員会所属変更、閉会	常任委終了後	各特別委員会	各委員会室



## 常 任 委 員 会 付 託 表

(令和6年2月定例会)

委員会名	件 名
総 務	議第92号 令和5年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第2款総務費
文教公安	議第92号 令和5年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第9款警察費
厚生環境	議第92号 令和5年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第3款民生費、第4款衛生費 2変更中 第4款衛生費
農林水産	議第92号 令和5年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第6款農林水産業費、第11款災害復旧費 2変更中 第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第2項の一部
建 設	議第92号 令和5年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第8款土木費 2変更中 第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第2項の一部を除く 議第93号 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

# 山形県議会デジタル化推進会議

## 令和5年度 検討報告書

令和6年3月5日

山形県議会デジタル化推進会議

## 目 次

<b>I はじめに</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>II 令和5年度の検討方針</b> . . . . .	<b>3</b>
1 検討課題 . . . . .	3
2 令和5年度における検討の進め方 . . . . .	3
<b>III デジタル会議における審議状況等</b> . . . . .	<b>4</b>
<b>IV タブレット及びペーパーレス会議システムの導入について</b> .	<b>5</b>
1 導入するタブレット及びペーパーレス会議システム . . . . .	5
2 山形県議会タブレット端末機使用基準（案）について . . . . .	5
3 タブレット端末機を使用する際の留意事項（案）について . . . . .	6
4 電子メールを活用した情報提供のルール（案）について . . . . .	6
<b>V 議員等の習熟度を高める取組みについて</b> . . . . .	<b>6</b>
<b>VI タブレット端末及びペーパーレス会議システムの運用等につい て</b> . . . . .	<b>7</b>
1 令和5年12月定例会以降における運用について . . . . .	7
2 令和6年2月定例会の予算特別委員会及び決算特別委員会に おける試行運用について . . . . .	8
3 委員会におけるタブレット端末の使用に関する取扱いについて	9
<b>VII 予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せ の改正について</b> . . . . .	<b>9</b>
<b>VIII デジタル化に向けた更なる検討について</b> . . . . .	<b>10</b>
1 システム等の本格実施までに検討すべき課題 . . . . .	11
2 システム等の本格実施後に検討すべき課題 . . . . .	11

(別添)

- 1 山形県議会タブレット端末機使用基準（案） . . . . . 13
- 2 タブレット端末機を使用する際の留意事項（案） . . . . . 16

(参考)

- 県議会におけるペーパーレス化の進め方（イメージ）
- 山形県議会デジタル化推進会議委員名簿

## I はじめに

コロナ禍以降、行政分野でのデジタル化は急速に進展しており、こうした動きに合わせて、地方議会でも、ICTを活用した議会運営の取組みが加速化している。

こうした状況等を踏まえ、本県議会においては、令和3年度に「山形県議会デジタル化推進会議」（以下、「デジタル会議」という。）を設置し、議会のデジタル化に向けた対応等について、協議・調整を行うこととした。このデジタル会議では、設置以降、デジタル会議委員によるペーパーレス会議システムの試行等を重ねながら協議を行い、年度ごとにその結果を、報告書として取りまとめている。

令和5年度においては、令和4年度の報告書を踏まえ、ペーパーレス会議システム及びタブレット端末機を導入し、試行範囲を徐々に拡大するなど議会審議に支障を生じさせないことを前提として、効果を早期に発現するよう取組みを行い、本県議会のデジタル化に向けた対応やその具体的な進め方等について協議を行ってきたところであり、この度、その協議結果について、「令和5年度検討報告書」（以下、「報告書」という。）として取りまとめた。

今後、行政分野等でのデジタル化はますます進展するものと見込まれるところであり、令和6年度以降も、デジタル会議における調査検討を更に深めるとともに、この報告書に基づく具体的な対応について、スピード感を持ちつつ、丁寧に進めていくよう求めるものである。

## II 令和5年度の検討方針

### 1. 検討課題

令和4年度の検討結果は以下のとおりである。

検討課題	R4 検討結果
<b>(1) ICT を活用した議会審議の充実</b>	
<b>① タブレット導入による議会活動の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会事務局からの通知、議運資料のペーパーレス化</li> <li>・ 執行部からの情報伝達の効率化、ペーパーレス化</li> <li>・ 常任委員会等における資料確認</li> <li>・ 委員会質疑や県政報告等への活用（画像や文書データ）など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペーパーレス会議システム及び議員1人1台のタブレット端末を本格導入すべき。なお、継続的な試行期間を設けたうえで本格実施。</li> </ul>
<b>② オンライン会議の導入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会、協議・調整の場、研修会への導入</li> <li>・ 議会棟内、又は議員自宅での活用など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理上必要との意見があった一方で、具体的・実務的課題もあるため更なる検討が必要。</li> </ul>
<b>(2) 議会棟のデジタル化による機能強化、サービス向上</b>	
<b>① 通信環境の整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会棟内におけるWi-Fi環境の整備など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン会議の導入との一体的な検討が必要。</li> </ul>

### 2. 令和5年度における検討の進め方

#### (1) ペーパーレス化の本格実施への手順

以下の2つの観点に基づき試行等を進めタブレットの納入から2年後の本格実施を目指す。(参考資料のとおり)

- ・ 効果を早期に発現する
  - …情報提供資料は速やかにペーパーレス化を実施
- ・ 議会審議に支障を生じさせない
  - …議会審議に係る資料は3回程度の定例会（閉会中委員会を含む）で試行したうえでペーパーレス化を実施

#### (2) 令和5年度の進め方

令和5年度は各種情報提供資料のペーパーレス化を実施するとともに、議会審議に係る資料のペーパーレス化の試行を行う。

なお、実施にあたっては議員のタブレット等に関する習熟度を高める研修等を実施するとともに執行部と十分に調整を行う。

### Ⅲ デジタル会議における審議状況等

令和5年度は以下のとおり、試行や研修会の開催等の取組みを行いながら、8回にわたりデジタル会議を開催し、調査検討、協議を行った。

時期	実施内容、協議内容等
令和5年 5月22日	【第1回デジタル会議】 ○座長、副座長の互選
令和5年 6月27日	【第2回デジタル会議】 ○令和4年度検討報告及び令和5年度の進め方について ○「山形県議会タブレット端末機使用基準（素案）」等について
令和5年 8月22日	【第3回デジタル会議】 ○導入するペーパーレス会議システムについて ○ペーパーレス会議システムの操作に係る研修会について ○「山形県議会タブレット端末機使用基準（案）」等について
令和5年 9月22日	【ペーパーレス会議システムの操作に係る研修会】 ○全議員を対象に、タブレットの使用について、及び、 スマートディスカッション操作説明
令和5年 9月28日	【第4回デジタル会議】 ○スマートディスカッションによる常任委員会資料の提供について（案） ○予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せの改正について（案）
令和5年 11月7日	【第5回デジタル会議】 ○12月定例会以降の常任委員会における運用について（案） ○12月定例会以降における運用について（案） ○委員会におけるタブレット端末の使用に関する取扱いについて（案）
令和5年 12月13日	【第6回デジタル会議】 ○標準会議規則等の改正内容について
令和6年 1月23日	【第7回デジタル会議】 ○タブレット端末及びペーパーレス会議システムの予算特別委員会における運用（試行）について（案） ○予算特別委員会及び決算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せの改正について（案） ○委員会におけるタブレット端末の使用に関する取扱いについて（案） ○タブレット端末機を使用する際の留意事項（案） ○地方自治法の改正等に伴うオンライン化に係る規定の整備について ○山形県議会デジタル化推進会議 令和5年度 検討報告書（素案）について
令和6年 3月1日	【第8回デジタル会議】 ○山形県議会デジタル化推進会議 令和5年度 検討報告書（案）について

※ 執行部との調整にあたって、執行部（議会事務連絡員及び議会担当者）向けスマートディスカッション説明会を開催した。

令和5年11月16、21日（同内容で2回実施）

○スマートディスカッションの概要及び操作について

○常任委員会におけるスマートディスカッションの運用（試行）について（案）

## IV タブレット及びペーパーレス会議システムの導入について

### 1. 導入するタブレット及びペーパーレス会議システム

これまでの試行結果等を踏まえ、導入するタブレット及びペーパーレス会議システムについて決定した。

#### (1) タブレット

機種	iPad Pro 12.9 (第6世代) (アップル社製)
画面サイズ等	12.9 インチ (付属品) ・電源アダプター ・充電ケーブル ・ペン型デバイス ・液晶保護フィルム ・キーボード付き保護ケース
端末容量	128 GB
フィルタリング	有
通信回線・容量	5 GB/月 セルラー通信方式 (5G 及び 4G に対応)
アプリ	Gmail やペーパーレス会議システム等 ※議員が独自でアプリをダウンロードすることは不可

#### (2) ペーパーレス会議システム

Smart Discussion (キッセイコムテック株式会社)

導入するシステムの検討あたっては、執行部と必要な機能等について調整を行った。選定の際に重要視した機能等は下記のとおり。

- ① 画面同期機能があること
- ② 動画資料の同期ができること
- ③ 資料登録時の省力化が図られること
- ④ クラウドサービス及び LGWAN-ASP サービスの提供があること

### 2. 山形県議会タブレット端末機使用基準 (案) について (別添1)

タブレットを使用するにあたり、必要な事項について定めた基準を作成した。タブレットは議長が議員及び議会事務局職員に貸与するものとし、その使用範囲は以下のとおりとした。

- (1) 本会議、委員会、協議又は調整を行うための場その他の議会活動としての会議 (以下「会議等」という。) での審議、審査、協議又は調整
- (2) 議員等及び議員等と執行部の間での議会活動において必要な連絡
- (3) 議会活動のための情報収集

試行期間中は (案) のままとし、試行する中で変更が必要な場合は、随時、当会議で見直しを図ることとした。

### 3. タブレット端末機を使用する際の留意事項（案）について（別添2）

使用基準よりも具体的にQ&A方式にまとめたもので、試行期間中は（案）のままとし、随時、当会議で見直しを図ることとした。

### 4. 電子メールを活用した情報提供のルール（案）について

タブレット導入後のルールについて改めて取りまとめたもので、試行期間中は（案）のまま運用する。議員ごとに付与するGmailアドレスを公用アドレスと位置づけ、公用アドレスにのみ送付することとした。

10月から試行し、12月から本格運用としFAX併用は廃止した。

#### 電子メールを活用した情報提供のルールについて（案）

##### 【情報提供のルール】

##### ① 情報の種類

執行部からの議員提供資料、事務局からの議員連絡及び情報提供資料とする。

##### ② 件名

「【議員各位】件名【所管部局名又は所管所属名】」とする。

※ 件名には、定例会に関する案件なのか、委員会に関する案件なのか、単なる情報提供かわかるようにする。

##### ③ 提供するアドレス

タブレット端末配付後は、議員ごとに付与するGmailアドレスにのみメールを送付する（試行期間は希望者にFAX併用）。

## V 議員等の習熟度を高める取組みについて

「ペーパーレス会議システムの操作に係る研修会」を開催し、事務局から「山形県議会タブレット端末機使用基準（案）等について説明した後、（1）タブレットの使用について（講師：（株）ドコモビジネスソリューション東北支社）、（2）スマートディスカッション操作説明（講師：キッセイコムテック株）を行った。



【R5. 9. 22 開催 ペーパーレス会議システムの操作に係る研修会】



## VI タブレット端末及びペーパーレス会議システムの運用等について

### 1. 令和5年12月定例会以降における運用について

ペーパーレス会議システム（スマートディスカッション（以下「SD」という。））を活用した議会運営について、以下のとおりとすることについて議会運営委員長に申し入れを行った。

なお、今回の取扱いについては、必要に応じて見直しを図るとともに、その他会議資料については、今後検討するものとする。

また、協議又は調整の場及びその他議会主催の会議等における取扱いについては、各会議等にて判断するものとする。

#### I 常任委員会のSDの運用について

冒頭報告資料、席順表、付託表及び請願要旨をSDに格納し、委員会中に閲覧できるようにする。（ただし、議案関係は除く。）

##### (1) 議会事務局にて各種資料をSDに格納

- ・資料は、意見調整当日9時に所属委員のみ、委員会1日目の当日9時に全議員閲覧可能とする。

※常任委員会には全議員がタブレット端末を持参するが、意見調整に当たっては任意とする。

##### (2) 各議員が事前に資料をダウンロード

- ・円滑な委員会運営に向けて、委員会開会前に各自ダウンロードを行う。

##### (3) SDの画面同期機能を活用した冒頭報告の執行部からの説明

- ・画面同期機能の操作者は調整中。

##### 【議員の操作】

- ①事前に資料をダウンロード
- ②「01\_山形県議会」フォルダに入る
- ③「会議」アイコンを選択
- ④チャンネルを設定
- ⑤「参加」アイコンを選択

##### (4) その他

- ・当面の間、紙資料を配付する。
- ・画面同期は冒頭報告に限る。

#### II その他の配付資料に係るSDの運用について

##### 1 紙資料と併用した運用とするもの

## 議案説明会

紙資料と併用しつつ、資料閲覧をSDでも可能とする。

※当面の間は試行的な取扱いとして、事務局にてSDの画面同期機能を活用した運用も行うが、議員のタブレット端末の持参は任意とする。

- (1) 議会事務局（以下「事務局」という。）にて、議案説明会資料をSDに格納
  - ・資料は、当日7時から閲覧可能とする。
- (2) 各議員が事前に資料をダウンロード
- (3) SDの画面同期機能を活用した資料の閲覧
  - ・画面同期機能の操作は事務局が行う。
- (4) その他
  - ・当面の間、紙資料を配付する。

## 2 SDへの格納のみとするもの（紙資料の配付なし）

	資料名	閲覧可能時期
①	議案説明会における部局長説明要旨	議案説明会終了後（議案説明会開催日 17 時 目途）
②	議会報	定例会開会日 9 時
③	議会運営委員会資料※	議運翌日 9 時
④	請願上程一覧表（案） （代表質問の前に執務室へ配付しているもの）	定例会代表質問前に開催される議運終了後 （15 時目途）
⑤	現地調査資料	現地調査前日 17 時 （所属委員会のみ）

※ 議会運営委員会終了後の資料提供に係るものを対象としている。（本会議資料のSDへの運用が整理されるまでの当面の間、議会運営委員会は現行どおりの運営（紙資料のみ）とする。）

## 2. 令和6年2月定例会の予算特別委員会及び決算特別委員会における試行運用について

タブレット端末及びSDの活用及びより円滑な質疑の推進のために、令和6年2月定例会以降における可動式ディスプレイを活用した画像資料等の使用及び資料配付にあたっては、試行的に以下のとおり実施することについて、議会運営委員長に申し入れを行った。

## 1 運用について

以下のとおりの運用とする。

SDの画面同期機能を活用して各委員のタブレット端末及び可動式ディスプレイに表示

- ・PCで操作していたものを一律にタブレット端末で行う
- ・画面同期の操作は質疑者又は質疑補助者が行う
- ・可動式ディスプレイにも接続し、従来通り3台設置
- ・動画も可（ただし、音声出力は行わず、質疑者が内容について説明を行う）

[留意事項]

- ・SDの活用を進めるため、タブレット端末による操作に限る
- ・当該資料は、当日の予算特別委員会終了後、SDから削除する
- ・画面同期する資料の紙資料としての配付は行わない

## 2 その他

- ・SDを活用せず紙資料のみ配付とする場合は、従来通りの対応とする
- ・試行を踏まえ、必要に応じて運用方法等の見直しを行う
- ・タブレット端末については「山形県議会タブレット端末機使用基準（案）」により使用すること

## 3. 委員会におけるタブレット端末の使用に関する取扱いについて

タブレット端末の使用にあたり、以下のとおり取扱いを整理し、議会運営委員長に申し入れを行った。

### 委員会におけるタブレット端末の使用に関する取扱いについて

委員会（常任委員会及び特別委員会とし、協議又は調整を行うための場等を含む。）における議員の音声・映像記録機器の取扱いについては、令和5年12月定例会以降、試行的に以下のとおり取り扱うものとする。

なお、本申し合わせについては、順次実施していく試行の結果を踏まえ、本格運用時（令和7年9月定例会）に改めて検討する。

○ペーパーレス会議システムを活用した議会運営の試行期間中は、委員会資料の閲覧等のために、議会が貸与したタブレット端末を使用することができる。

○試行によるタブレット端末の使用範囲については、本格運用を見据え拡大を検討していく。

## Ⅶ 予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せの改正について

予算特別委員会及び決算特別委員会においてSDを使用した運用ができるように申合せの改正について協議し、議会運営委員長に申し入れを行った。

### 予算特別委員会及び決算特別委員会における 可動式ディスプレイ使用に関する申合せ

#### 1 基本原則

議会における質疑は「言論」により行うことが原則であることから、質疑に際し使用する資料は、質疑の効果を上げることを目的とする場合に限り補完的に使用する。

#### 2 使用できる資料

- (1) ペーパーレス会議システムを用いて可動式ディスプレイ（以下「ディスプレイ」という。）及び議会が貸与したタブレット端末（以下「タブレット」という。）に表示する資料とする。
- (2) 使用できる資料は、図、表、写真、動画等で質疑者が使用する権原を有するものに限る。なお、動画については音声出力を行わないものとする。また、資料使用に当たっての著作権等の必要な手続きについては、質疑者において行うものとする。
- (3) 資料を使用する際には、前項の基本原則に留意するとともに、その内容に関して具体的な発言を行うなど、会議録への掲載に配慮しなければならない。

#### 3 使用できない資料

- (1) 前項に定める資料以外の資料は使用できない。
- (2) 特定の者の利益を助長し若しくは侵害するものは使用できない。

#### 4 ディスプレイへの表示方法

予算特別委員会室に設置しているディスプレイに質疑者が使用するタブレットを接続して表示する。なお、各委員のタブレットには、ペーパーレス会議システムを用いて表示する。また、タブレットの操作は、質疑者又は質疑補助者（予算特別委員会委員又は決算特別委員会委員に限る。）が行うものとする。

#### 5 資料使用の許可等

質疑者は、質疑に際し資料を使用する場合は、質疑日の2日前（山形県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日は日数に算入しない。）の午後1時まで、予算特別委員長又は決算特別委員長から許可を得るものとする。

#### 6 会議録への掲載

使用した資料は、会議録に掲載しない。

## Ⅷ デジタル化に向けた更なる検討について

ペーパーレス化の本格実施のための取組みを推進し、本格実施後の更なるデジタル化に向けた以下の事項について、引き続き検討する必要がある。

### 1. システム等の本格実施までに検討すべき課題（令和6年度以降検討項目）

#### ①本格運用にあたってのルール

- ・議員への情報提供方法
- ・本会議及び委員会運営のあり方

#### ②事務局及び執行部の役割

- ・議員への情報提供方法
- ・本会議及び委員会運営のあり方

#### 〈本格実施までの想定スケジュール〉

	令和6年度					令和7年度		
	4閉	6定	9定	12定	2定	6定	9定	
常任委員会	試行		本格実施					本格実施
3特別委員会	試行方法、執行部との役割分担等の確認		試行		本格実施			
本会議	試行方法、ルール検討		試行					

※現行の取り扱いを併用しながら試行し、可能な部分からスピード感を持ってペーパーレス化を進める。必要に応じて見直しを行う。

### 2. システム等の本格実施後に検討すべき課題

#### (1) オンライン会議の導入について

地方自治法が改正され、議会に係る手続きのオンライン化が可能とされたことに伴い、全国都道府県議会議長会により、議会に係る手続きについて一括してオンラインによる手続きを可能とする観点から、標準会議規則等が改正された（令和5年10月17日）。

これを受けて、①本会議におけるオンラインによる質問（質疑を除く）について、②オンラインによる委員会の関係について協議を行った。

①については、本県議会では、質疑・質問を併せ行っている現状に鑑み、現時点では導入しない。②については設備整備や運用面での検討が必要であり、まずはペーパーレス化を進めるべきであるとした。

なお、令和4年度の山形県議会デジタル化推進会議においても以下の通り整理されている。

災害時や感染症拡大時など危機管理上必要となることも想定され、オンライ

ン委員会の導入に向けた検討が必要である。導入にあたっては、ペーパーレス化の本格実施が前提となるほか、様々な具体的・実践的な課題がある。

都道府県議会デジタル推進本部に提出された同専門委員会からの報告書（令和4年4月提出）によれば、オンライン委員会開会の手続き、本人確認や採決の手法、委員会審議の秩序保持、自宅等の通信環境の状況、通信障害時の対応、議事の公開（傍聴対応）のあり方などが課題として掲げられている。

## **（２）通信環境の整備について**

現時点では、タブレットは議会棟からの持ち出しを認めるとともに、通信料も県が負担することを原則としている。そのため、議会棟内へのWi-Fiなど通信環境の整備については、建物の構造にも留意したオンライン委員会開催時の通信障害防止など、オンライン委員会の導入に係る検討と一体的に検討すべきであると考えられる。

## **（３）議会に関する手続きのオンライン化について**

地方自治法が改正され、議会に係る手続きのオンライン化が可能とされたことに伴い、会議規則等で規定する手続きについて所要の規定の改正を行うべきである。また、オンライン化に向けた運用面について、引き続き検討を行うこととした。

## 山形県議会タブレット端末機使用基準（案）

## （趣旨）

第1条 この基準は、山形県議会（以下「県議会」という。）におけるタブレット端末機の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

## （タブレットの貸与）

第2条 議長は、県議会議員及び県議会事務局職員（以下「議員等」という。）にタブレット端末機（付属品を含む。以下「タブレット」という。）を貸与する。

2 議員等は、県議会議員又は議会事務局職員ではなくなったときは、遅滞なくタブレットを議長に返還する。

## （タブレットの管理）

第3条 議員等は、タブレットを善良な管理者の注意をもって管理する。

2 議員等は、第三者によるタブレットの不正利用を予防するため、タブレットのロックを解除するためのパスコードを適切に管理する。

3 タブレットを使用するときは、使用中に電池切れとならないように事前にタブレットの充電をしておく。

## （事故時の対応）

第4条 議員等は、タブレットを紛失し、もしくは破損した場合又はタブレットにコンピュータウイルスが感染した場合もしくはその恐れがある場合は、その旨を速やかに別記様式により議長に届け出る。

2 議長は、前項の届出があった場合は、速やかに事情を把握し、必要な措置を講ずる。

3 議長は、議員等が故意又は過失により第1項の事態を招いた場合は、その損害の全部又は一部を当該議員等に求償することができる。ただし、真にやむを得ない事情が認められた場合は個別に検討する。

## （タブレットの使用範囲）

第5条 タブレットは、次に掲げる目的に使用する。

（1）本会議、委員会、協議又は調整を行うための場その他の議会活動としての会議（以下「会議等」という。）での審議、審査、協議又は調整

（2）議員等及び議員等と執行部の間での議会活動において必要な連絡

（3）議会活動のための情報収集

## （紛失等におけるタブレットの位置情報把握に係る同意）

第6条 議員等がタブレットを紛失した場合は、当該タブレットの位置情報を議会事務局が把握するものとする。

(タブレットを使用する際の禁止事項)

第7条 タブレットの使用に当たっては、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) タブレットを第三者に貸与又は譲渡すること。
- (2) 会議等の進行に支障を及ぼすこと。
- (3) 会議等の撮影、録音又は録画をすること。
- (4) 会議等の場で電子音や振動音を出すこと。
- (5) 会議等の場でメールの送信を行うこと。
- (6) 会議等の場で議事内容に関係のないインターネットサイトの閲覧を行うこと。
- (7) 議会活動に関係のないサイトの閲覧、ファイルのダウンロードを行うこと。
- (8) インストール済みのアプリケーション以外に追加してアプリケーションをインストールすること。
- (9) フリーWi-Fiに接続すること。
- (10) 個人情報を開示すること。
- (11) 県議会又は知事その他の執行機関が公開していない情報を開示すること。

2 前項の規定に違反したときは、議長又は会議等の長は、使用者に対しタブレットの使用を停止させることができる。

(通信容量)

第8条 議員等は、当初設定された通信容量を超えて使用する場合は、当該議員等の負担となる場合がある。

(疑義の協議)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。



年 月 日

山形県議会議長 様

議員名

### タブレット端末機の事故届

下記のとおりタブレット端末機の事故について報告します。

事故の種類	紛失 ・ 破損 ・ コンピュータウイルス感染又はそのおそれ ・ その他
事故の発生 年月日	
事故の発生 場所	
事故の内容	
事故に至った 経緯	

## タブレット端末機を使用する際の留意事項（案）

この留意事項は、具体的な場面を想定したものであり、山形県議会タブレット端末機使用基準（案）を踏まえて作成したものです。わかりやすくするため、Q&A形式としています。

### 1 タブレット端末機（付属品を含む。以下「タブレット」という。）の管理

Q 1 自宅や外出先で使ってもよいか。

A 1 自宅はもちろん、出張先で使用しても構いません。ただし、第三者による不正利用や紛失などに気を付けて、責任をもって管理してください。

Q 2 議会事務局からの連絡を確認するために日常的にタブレットを手元に置いておくべきか。

A 2 議会事務局からの連絡は、議員ごとに付与している Gmail アドレスにメールを送付することにより行います。この Gmail を私物のスマートフォンやパソコンなどの端末機で日常的に確認できるのであれば、タブレットを手元に置いておく必要はありません。

私物のスマートフォンなどで確認できるようにするためには、Gmail のアプリをインストールしてください。そのうえで、議員ごとに取得している Google アカウントを使用して、Gmail を見てください。

Q 3 タブレットを紛失したらどうすればよいか。

A 3 紛失や破損の場合、またコンピュータウイルスに感染したかもしれないと思ったら、速やかに議会事務局に連絡してください。そのうえで、その内容や経緯などを届出様式に記載して、議会事務局経由で議長に提出してください。

なお、紛失したタブレットについては、第三者による不正利用を防ぐため、議会事務局が管理者権限により機能を停止させます。そのほか、必要に応じて議会事務局が代替機を用意するとともに、修理に出します。

Q 4 所定のカバー以外のカバーをタブレットに付けてもよいか。

A 4 構いません。ただし、タブレットは貸与であるため、返還する際は、所定のカバーを付けて返還してください。

Q 5 パスコードやメールアドレスを変更してもよいか。

A 5 セキュリティ性を確保するため、パスコードの設定を自由に解除したり変更した

りすることはできない設定になっています。メールアドレスも同様の設定となっています。変更したい場合は、議会事務局に相談してください。

Q 6 タブレットを使わないときは電源を OFF にした方がよいか。

A 6 タブレットを使わないときはスリープ状態にしてください。タブレットを操作しないままにしておけば、画面が暗くなり、自然とスリープ状態になります。なお、スリープ状態では、電力の消費は抑えられます。

タブレットの電源を OFF にしてしまうと、タブレットの異常を検知して管理者（事務局）に通知が行く機能が作動しないため、電源は ON のままにしてください。

Q 7 海外で iPad を使用できるか。

A 7 現状の契約プランでは、海外での使用はできない設定になっております。

## 2 本会議や委員会などの会議での使用

Q 1 本会議や委員会などの会議を撮影、録音又は録画してもよいか。

A 1 タブレットを貸与する主たる目的は、議案や関係資料をタブレットで閲覧してもらうためなので、本会議や委員会などの会議を録音・録画することは禁止されています。また、電子音を出すなど会議の進行に支障をきたす恐れがあることも禁止されています。

Q 2 電子音が鳴らないようにするにはどうすればよいか。

A 2 タブレットのホーム画面で「設定」→「サウンド」→「着信音と通知音」のゲージを一番左にします。また、タブレットの側面にある音量ボタンを押して音量を一番下に下げます。

## 3 政務活動での使用

Q 1 政務活動で使用してもよいか。

A 1 タブレットの使用範囲は、①本会議、委員会、協議又は調整を行うための場、その他の議会活動としての会議での審議、審査、協議又は調整、②議員等及び議員等と執行部の間での議会活動において必要な連絡、③議会活動のための情報収集、となっています。

このため、タブレットの使用が①～③のいずれかの範囲であると説明できることが必要です。

## 4 インターネットへの接続

Q1 どのようなWebサイトでも見る事ができてしまうのか。

A1 公共性とセキュリティ性を確保するため、不適当なWebサイト（過激な暴力を表現するサイト、違法薬物の使用を促すサイト、アダルトサイトなど）は見る事ができない設定となっています。

Q2 インターネットのデータ通信量に応じた通信制限はあるか。

A2 Wi-Fiに接続している状態での通信の場合は、制限はありません（※フリーWi-Fiにはセキュリティ上、接続しないでください）。Wi-Fiに接続していない状態での通信（＝LTE回線を使用）の場合は、インターネットを使ったデータ通信量が5ギガバイト（毎月1日から月末までの通信量）を超えると、制限がかかります。

通信制限がかかると、インターネットの通信速度が極端に遅くなるため、例えば、Webサイトが表示されるのに時間がかかるなどの支障が生じます。通信制限は、翌月1日になれば解除されます。なお、通信制限がかかっても、Wi-Fiに接続している状態での通信には制限はかかりません。

データ通信量5ギガバイトの目安は、Webサイトの表示であれば1万5千回、写真を添付したメールの送受信であれば1,500回、Google MeetやZoomによるオンライン会議であれば8時間、動画の視聴であれば10時間、Googleマップの表示であれば2万2千回です。以上は、あくまでも目安です。

※ タブレットは県が所有し貸与するため、県が定める「山形県情報セキュリティ対策基準」に基づき不特定多数が接続できる、ホテルやレストラン、カフェ等のフリーWi-Fiへの接続は認められません（パスワードを求められる場合も含む）。自宅のネット環境やポケットWi-Fi等の自ら契約し、セキュリティが担保されている通信のみ接続可能です。

### 【山形県情報セキュリティ対策基準】

#### 第6章 人的セキュリティ

##### 6.1 職員の遵守事項

###### (1) 職員の遵守事項

⑧パソコン等機器を公衆無線LAN等（不特定多数に利用させることを目的に提供されている無線LAN環境をいう。）へ接続してはならない。

フリーWi-Fiを利用すると偽のログイン画面や検索サイトが表示されるなどしてパスワードを盗まれたり、悪意のあるソフトウェアをインストールさせられたりする可能性があります。

Q 3 YouTube の動画を視聴する際に留意することはあるか。

A 3 Wi-Fi に接続している状態での視聴をできるだけお願いします。動画の視聴はデータ通信量の消費が激しいため、Wi-Fi に接続していない状態で視聴すると、通信制限がかかる可能性が高まります。Wi-Fi に接続していない状態でのデータ通信量が5ギガバイト（動画の視聴は10時間が目安）を超えると、通信制限がかかります。

また、動画を視聴した後は、本会議や委員会などの場で動画を誤って再生して音声がでてしまうことがないようにしてください。

Q 4 Zoom を使用する際に留意することはあるか。

A 4 Zoom を利用したオンライン委員会等は、ペーパーレス化を完全に実施してから段階的に進めることとしております。議会活動の一環として、端末にインストールされた Zoom を利用して意見交換や打ち合わせ等を行うことは可能です。実際に使用するにあたっては、できるだけ Wi-Fi に接続している状態での使用をお願いします。オンライン会議はデータ通信量の消費が激しいため、Wi-Fi に接続していない状態で使用すると、通信制限がかかる可能性が高まります。Wi-Fi に接続していない状態での通信量が5ギガバイト（オンライン会議は8時間が目安）を超えると、通信制限がかかります。

## 5 アプリのインストール

Q 1 議会活動に効果的なアプリをインストールしてもよいか。

A 1 公共性とセキュリティ性を確保するため、アプリを自由にインストールすることはできない設定となっています。インストール済みのアプリ以外に追加してアプリをインストールする場合は、事前に貸与しているタブレット全てが当該アプリをインストールできるようにするための設定変更が必要になります。

## 6 メール (Gmail)

Q 1 Gmail を私用の端末からも閲覧できるようにしたい。

A 1 私用の端末に Gmail アプリをインストールし、議員各自に配布した端末パスワード等確認カードに記載されている情報を使用し、アカウントを追加します。その際、タブレットに確認番号が送付されるので、作業には私用の端末と貸与したタブレットが必要です。

## 7 Smart Discussion (ペーパーレス会議システム) (以下、「SD」)

Q 1 SDにはアプリ版とWeb版があるようだが、違いはあるのか。

A 1 それぞれ以下の特徴があります。なお、配付しているタブレットではアプリ版をお使いいただき、Web版は補助的なものとしてご使用ください。私用の端末でSDを利用する場合は、それぞれの特徴に応じて使い分けすることも可能です。詳しくは事務局にお問い合わせください。

種類	特徴
アプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>・操作性、視認性に優れる</li><li>・ホーム画面からすぐにアクセスできる</li><li>・オフライン環境下でも操作できる</li><li>・通信料が少ない</li><li>・画面同期をする際の安定性が高い</li></ul>
Web	<ul style="list-style-type: none"><li>・インターネット環境があれば、どの端末からでも資料閲覧ができる</li><li>・Webで閲覧するため更新の必要がなく、最新の資料を閲覧できる</li></ul>

Q 2 SDにアップロードされた資料を私用の端末から閲覧できるようにしたい。

A 2 私用の端末にSDのアプリをインストールするか、Web版を利用することで閲覧できるようになります。利用に必要な情報は、事務局にお問い合わせください。

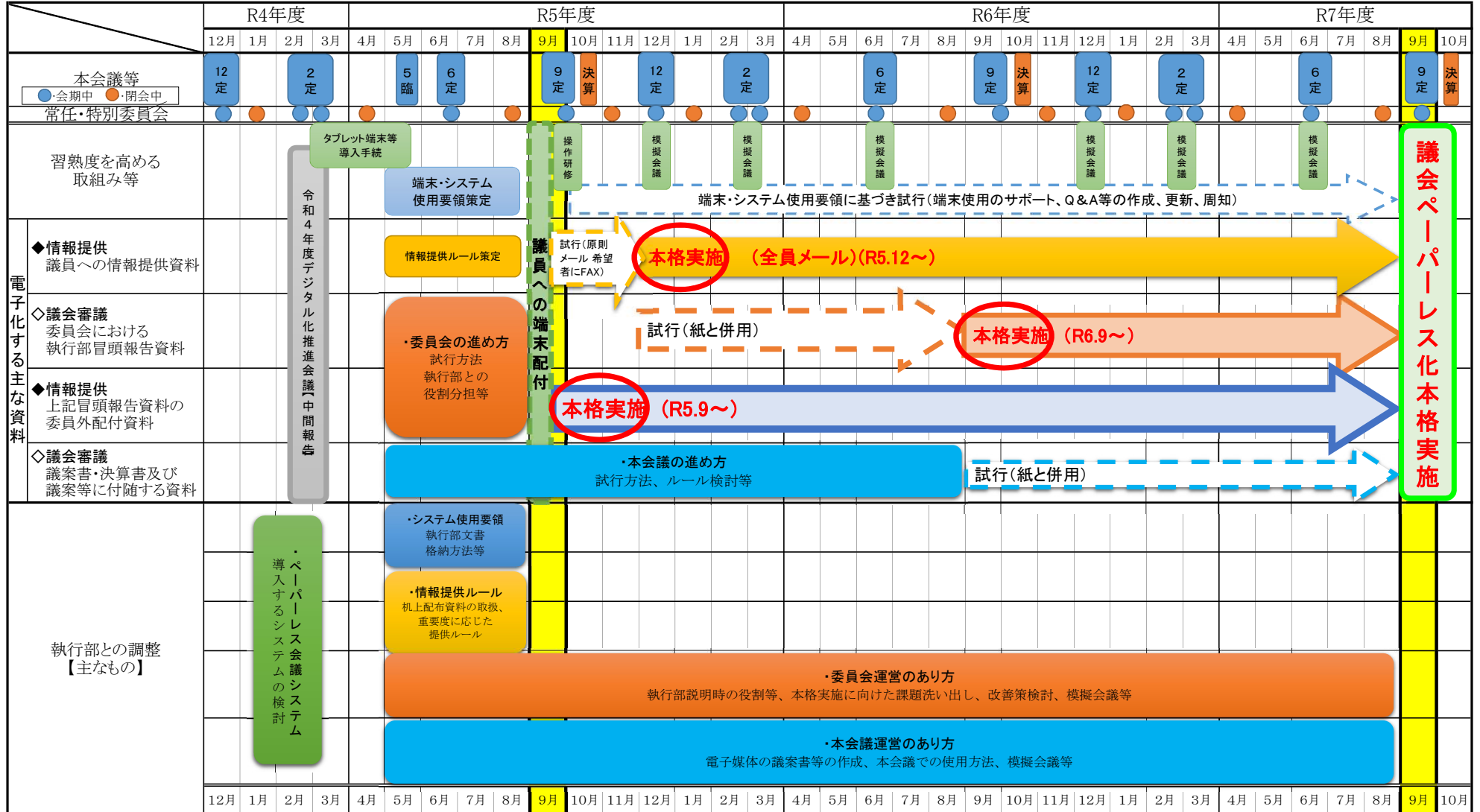
Q 3 SDにアップロードされた資料を一括でダウンロードしたい。

A 3 Web版を利用すると、SDに保存されているフォルダをzip形式でダウンロードすることができます。利用に必要な情報は事務局にお問い合わせください。

# 県議会におけるペーパーレス化の進め方(イメージ)

参考資料

- ◆ 県議会のペーパーレス化は以下の手順により進めることとし、執行部と随時調整するとともに、議会デジタル化推進会議で進捗状況を管理していく。
  - ◆ 手順の考え方は以下のとおり ⇒ タブレットの納入から2年後の本格実施を目指す
    - ① 効果を早期に発現する ⇒ 議会審議に直接的な影響のない情報提供等は速やかに実施
    - ② 議会審議に支障を生じさせない ⇒ 議会審議に係る部分は3回程度の定例会で試行したうえで実施
  - ◆ 世界的な半導体不足によりタブレット端末の納期が見通せない状況にある。仮にR5年9月に納入された場合はR7年9月の本格実施を目指す。
- ※他の議会資料もこの手順に沿ってペーパーレス化を進めていく。



# 山形県議会デジタル化推進会議委員名簿

座 長 渋 間 佳寿美

副 座 長 高 橋 淳

委 員 齋 藤 俊一郎

委 員 石 塚 慶

委 員 高 橋 弓 嗣

委 員 遠 藤 寛 明

委 員 柴 田 正 人

委 員 吉 村 和 武

(※正副座長以外は議席番号順)



令和5年度

山形県議会広報・広聴委員会報告書

令和6年3月12日

山形県議会広報・広聴委員会

## 目 次

1	協議の経過及び結果について（概要）	1
2	令和5年度議会広報・広聴事業実績	2
3	令和6年度議会広報・広聴事業計画	7
4	山形県議会広報・広聴委員会委員名簿	10

### （参考資料）

○	令和5年度議場演奏会の実施状況について	11
○	令和5年度生徒・学生と県議会議員との意見交換会の実施状況について	15

## 1 協議の経過及び結果について（概要）

山形県議会広報・広聴委員会は、県議会の活動状況を広く県民に伝えるとともに、県民の声を広く聴き、県民に県議会を身近に感じてもらうための取組みを進めるため、今年度6回の委員会を開催した。

委員会では、広報誌の編集やテレビ広報番組の企画、「議場演奏会と議会見学会」、「県議会ギャラリー」、「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」の実施方法等について協議を重ねながら、多岐にわたり県議会の活動に関する広報・広聴の充実に努めた。

今年度は、新型コロナウイルスが感染症法上の5類へと移行し、社会経済活動の正常化が進む中、議場演奏会の一般公募を再開し、議会見学会を併せて開催するなど、議会広報活動の強化を図ったところである。

来年度の広報・広聴事業の方針等については、今年度県民から多数の応募があった「議場演奏会と議会見学会」の開催を継続するとともに、より効果的な情報発信の在り方や時代に即した手法について引き続き検討していく必要がある。また、山形県議会女性・若者参画推進会議の提言を踏まえ、女性や若者に県議会を身近に感じてもらい政治に関心を持ってもらう取組みについても検討が必要である。

今後とも、開かれた県議会を目指し、議会の活動状況を広く県民に伝えるとともに、県民の意見を広く聴くための方策について、調査・検討を深めていくことを希望するものである。

## 2 令和5年度議会広報・広聴事業実績

### 1 広報誌等

#### (1) 「県議会だより」の発行

県民に議会活動の概要を伝えるため、年6回発行し、県広報誌「県民のあゆみ」に合冊して全戸配布（約40万部）した。

号	発行日	主な掲載内容
第96号	令和5年5月1日	令和5年2月定例会の概要、3特別委員会における議会政策提言
第97号	令和5年7月1日	新議員の紹介、令和5年5月臨時会の概要、トピックス
第98号	令和5年9月1日	令和5年6月定例会の概要、トピックス
第99号	令和5年11月1日	令和5年9月定例会の概要、トピックス
第100号	令和6年1月1日	議長の新年の挨拶、決算特別委員会の概要
第101号	令和6年3月1日	令和5年12月定例会の概要、トピックス

#### (2) 「県議会やまがた」の発行

県民に議会活動を詳細に伝えるため、定例会ごとに年4回・各3,500部発行し、市町村、県内主要団体、NPO法人、大学・短大等へ配布した。

号	発行月	主な掲載内容
第41号	令和5年5月	令和5年2月定例会の概要、新議員の紹介
第42号	令和5年8月	令和5年5月臨時会・6月定例会の概要
第43号	令和5年11月	令和5年9月定例会の概要
第44号	令和6年2月	令和5年12月定例会の概要

### (3) 若者向け広報紙「県議会ナビ」の発行

高校生を中心とした若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する興味を持ってもらうため、38,000部を発行、県内の高校・大学等へ配付。なお、山形大学公認フリーペーパーサークル「Y-a i ! (ヤイ)」に協力を依頼し、若者の感性を生かした紙面構成とした。

号	発行月	主な掲載内容
第8号	令和5年10月	・山形大学学生と県議会議員との座談会 ・山形大学学生による傍聴体験レポート等

### (4) 「県議会のしおり」の配布

議会の役割、活動内容の周知を図るため、「県議会のしおり」を議事堂見学者等に配布した。

また、視覚障がいのある方向けに作成した点字版「県議会のしおり」についても、議事堂見学者への配布や県議会ロビーに備え付けるなどして活用した。

## 2 議場演奏会と議会見学会

県民に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、「議場演奏会と議会見学会」を開催した。

今年度4年ぶりに参加者の公募を再開し、過去最多の170名の応募があった。

#### ■ 開催概要

- ・開催日 令和5年9月27日(水)
- ・応募総数 170名(抽選により137名に入場券を送付)
- ・参加者 118名
- ・実施内容 予算特別委員会の傍聴、議場見学、県議会の概要説明、議場における山形交響楽団による弦楽合奏の鑑賞

## 3 県議会ギャラリー

より多くの県民から県議会へ足を運んでもらう機会を設けるとともに、県民、特に若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、県内の児童・生徒・学生の文化活動の展示スペース「県議会ギャラリー」を提供した。

展示期間	展示内容
令和5年6月21日 ～7月10日	県立東桜学館中学校・高等学校「未来創造プロジェクト」 探究活動のポスター
令和5年9月19日 ～10月6日	県立米沢興譲館高等学校「米沢興譲館国際探究フォーラム」及び「米沢興譲館サイエンスフォーラムin山大」課題探究活動の英語版ポスターと発表動画
令和5年12月4日 ～12月21日	県内の知的障がい又はその他障がいのある子どもを対象とした「ラッピングバスのデザインになる！やまがたのくだもの絵画コンクール」の入賞作品
令和6年2月20日 ～2月29日	第35回防犯広報作品コンクール防犯ポスターの優秀作品
令和6年3月1日 ～3月19日	山形大学ヤマガタシステムアカデミー「SDGs未来の都市づくり」の模型
	第71回県内高等学校建築設計デザインコンクールの入賞作品

## 4 インターネット

### (1) 県議会ホームページの運営

定例会・臨時会・各常任委員会・3特別委員会・議会運営委員会の概要、地域議員協議会の内容や県議会のトピックスなど、議会の動きをわかりやすくタイムリーに掲載した。

### (2) 議会インターネット中継の配信

県議会のホームページ上で、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の生中継及び録画中継を配信した。令和2年2月定例会にスマートフォン等向けの配信を開始して以降、アクセス件数は増加傾向にあり、今年度（令和6年1月31日時点）は14,228件（生中継：5,174件、録画中継：9,054件）となっている。

### (3) 会議録検索システムによる会議情報の提供

会議録検索システムに「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の会議録を掲載し、ホームページ上で、会議録の検索、閲覧、印刷、ダウンロードに対応した。

## 5 県議会テレビ広報番組（県政広報番組枠の活用）

### (1) YBC「やまがたサンデー5」（15分番組）の活用

放映日	タイトル	主な内容
令和5年7月9日	県議会の新たな4年 ～より開かれた県議会に 向けて～	アナウンサーによる本会議傍聴の様子、開かれた県議会に向けた取組みの紹介、議長インタビュー
令和5年11月26日	若者に身近な県議会を 目指して	東北文教大学学生と県議会議員との意見交換の様子、開かれた県議会に向けた取組みの紹介、副議長及び広報・広聴委員長インタビュー

### (2) 県政広報番組を活用した定例会の告知

県政広報番組の告知枠を利用し、各定例会の日程と傍聴案内の告知を行った。

## 6 総合支庁における議会中継

各総合支庁・地域振興局のロビーにおいて、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の中継を実施した。

## 7 報道機関（パブリシティ）の活用

議場演奏会と議会見学会や生徒・学生との意見交換会等について、県庁記者クラブへ情報を発信した。

## 8 広聴事業

### (1) 生徒・学生と県議会議員との意見交換会

生徒・学生に県議会を身近に感じてもらい、主権者としての政治参加意識の醸成を図ることを目的として「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」を開催した。

意向調査において希望があった学校の中から、学校所在地域や過去の開催状況等を考慮して、6校で開催した。出席した議員は、正副議長、広報・広聴委員を中心に1校につき5名の延べ30名で、参加した生徒・学生数は154名であった。

意見交換会は、参加した生徒・学生の発言の機会を確保するため、活動報告や班ごとのワークショップを取り入れるなど、各校の希望の開催方式により実施し、各校が設定したテーマを基に、幅広い内容で活発な意見が交わされた。

## ■開催概要

開催日	学校名（所在地）	出席議員数	参加者数
令和5年7月13日	県立米沢商業高等学校（米沢市）	5名	23名
令和5年8月29日	新庄東高等学校（新庄市）	5名	38名
令和5年9月7日	県立高畠高等学校（高畠町）	5名	16名
令和5年11月10日	東北文教大学（山形市）	5名	14名
令和5年11月22日	県立鶴岡中央高等学校（鶴岡市）	5名	48名
令和6年1月16日	大原学園山形校（山形市）	5名	15名

### （2）山形大学学生との意見交換

若者向け広報誌「県議会ナビ」の編集内容や若者から県議会に興味を持ってもらうための方法等について、山形大学公認サークルY-a i！（ヤイ）の学生と座談会形式で意見交換を行った。

また、コロナ禍を経て4年ぶりにインターンシップで受け入れた学生と若者の政治参加等について意見交換を行った。



### 3 令和6年度議会広報・広聴事業計画

#### 1 広報誌等

##### (1) 「県議会だより」の発行（県広報誌「県民のあゆみ」との合冊）

項目	「県議会だより」	「県民のあゆみ」
発行回数	年6回掲載 5月号〔2月定例会分〕 7月号〔企画記事〕 9月号〔6月定例会分〕 11月号〔9月定例会分〕 1月号〔決算特別委員会分〕 3月号〔12月定例会分〕	年6回 隔月奇数月
ページ数	各号見開き2ページ（1月号は1ページ）	各号16ページ
配布先	全戸配布（約40万部）	同左
備考	幅広い年代が見ることから、より分かりやすく伝える紙面となるよう工夫していく。	

##### (2) 「県議会やまがた」の発行

発行回数	年4回（4定例会毎）
ページ数	各号タブロイド版 4ページ
配布先	県内市町村、主要団体、NPO、大学・短大等（3,500部）

##### (3) 若者向け広報紙「県議会ナビ」の発行

発行回数	年1回
ページ数	A4版見開き4ページ
配布先	県内高等学校、大学・短大等（約4万部）

##### (4) パンフレットの配布等

議会についての理解や関心を高めるため、「県議会のしおり」等を議事堂見学者等に配布するほか、様々な媒体を活用し情報発信を行っていく。

#### 2 議場演奏会と議会見学会

県民に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、「議場演奏会と議会見学会」を開催する。

### 3 県議会ギャラリー

より多くの県民から県議会へ足を運んでもらうきっかけとなることを目指すともに、特に若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会への理解と関心を深めてもらうことを目的として、県内の児童・生徒・学生が学校の授業や部活動等で制作した作品の展示スペース「県議会ギャラリー」を引き続き提供する。

### 4 インターネット

#### (1) 山形県議会ホームページの運営

定例会・臨時会の概要や各委員会の活動状況等、様々な議会情報を引き続き一元的に掲載していく。また、県議会トピックスとして、上記以外の多様な活動も積極的に発信する。

#### (2) 議会インターネット中継の配信

県議会のホームページ上で、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の生中継及び録画中継を配信する。

#### (3) 会議録検索システムによる会議情報の提供

平成4年分以降の「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の会議録全文について、検索システムにデータを掲載し、ホームページから閲覧できるようにする。

### 5 県議会テレビ広報番組（県政広報番組枠の活用）

県政広報番組枠を活用し、議会広報番組の放映を実施する。

#### (1) テレビ

県政広報テレビ15分番組による議会活動の紹介、会期告知等

#### (2) ラジオ

「定例会・地域議員協議会」開催の告知等

### 6 総合支庁における議会中継

各総合支庁・地域振興局ロビーにおいて、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の中継を実施する。

### 7 報道機関（パブリシティ）、各種広報媒体の活用

報道各社に対し、議会活動の積極的な情報提供を行うほか、県広報広聴推進課所管の広報媒体の活用や市町村等の広報媒体を活用した広報に努める。

## 8 広聴事業

### (1) 生徒・学生と県議会議員との意見交換会

生徒・学生に県議会を身近に感じてもらい、主権者としての政治参加意識の醸成を図るため引き続き開催する。なお、意見交換会の開催にあたっては、学校所在地域や過去の開催状況等を考慮して実施校の選定を行い、参加する生徒・学生の発言の機会を確保するため、活動報告や班ごとのワークショップを取り入れるなど、実施校の希望を踏まえて実施する。

### (2) 山形大学学生との意見交換会

若者から県議会に興味を持ってもらうための方法や若者の政治参加を目的に、引き続き開催する。

## 9 広報・広聴事業の充実に向けた検討等

山形県議会女性・若者参画推進会議の提言（①県民との意見交換の対象拡大、若い世代の意見・要望の吸い上げ ②県議会に対する理解を深めるための来訪機会の創出 ③議会活動の発信）を踏まえ、女性や若者を中心に県民の県議会への関心を喚起するための事業について検討を進め、可能なところから速やかに取組む。

## 山形県議会広報・広聴委員会委員名簿

委員長	遠藤和典
副委員長	梅津庸成
委員	石川涉
委員	松井愛
委員	石川正志
委員	佐藤文一
委員	相田日出夫
委員	佐藤正胤
委員	相田光照
委員	五十嵐智洋

# 参 考 资 料

## 議場演奏会と議会見学会 参加者アンケートとりまとめ結果について

- ◆ 日 時 令和5年9月27日（水）12時45分～15時15分
- ◆ 会 場 山形県議会棟（本会議場、予算特別委員会室、第1委員会室）
- ◆ 応募総数 170名 ⇒ 抽選により137名に入場券を送付
- ◆ 参加者 118人

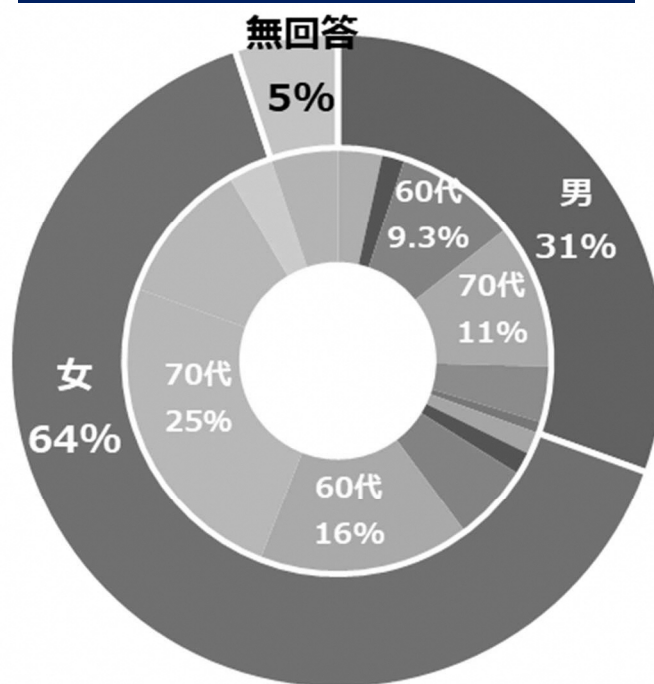
### 1 住まい

18市町から参加  
R元年度から3市町の増

	参加者	
	(人)	(%)
村山地域	64	54.2%
最上地域	12	10.2%
置賜地域	8	6.8%
庄内地域	27	22.9%
無回答	7	5.9%
合 計	118	

### 2 性別・年齢

- ・ 10代～80代の方が参加
- ・ 男女比は1：2（R元年度は1：3）
- ・ 年齢構成は男女とも60代・70代が多く、合計で全体の6割以上を占める
- ・ 40代以下の参加は6.8%



	10代	20代	30代	40代	50代
男				4	2
女	2			2	7
計	2	0	0	6	9

	60代	70代	80代	無回答	合計
男	11	13	5	1	36
女	19	29	13	4	76
計	30	42	18	5	112

### 3 何で知ったか（複数回答）

新聞記事の掲載や、市町村・団体等へのチラシ送付などで一定の効果が認められた

〈チラシを見た場所〉 公民館など

〈その他〉 市報など

	(人)
新聞	31
ラジオ	3
HP	19
チラシ	7
知人・会社・団体等の紹介	41
その他	15
無回答	2

### 4 参加した理由（複数回答）

6割が県議会に興味があって参加

	(人)	(%)
県議会と山響両方に興味がある	46	39.0%
県議会に興味がある	25	21.2%
山響の演奏を聴きたい	37	31.4%
その他	3	2.5%
無回答	7	5.9%
合計	118	100.0%

### 5 参加しての感想

#### (1) 予算特別委員会の傍聴

8割が時間を丁度よいと回答する一方、1割が短いと回答。満足との回答は約6割。

時間	(人)	(%)	感想	(人)	(%)
長い	1	1.41%	大変満足	10	14.1%
丁度よい	58	81.69%	満足	32	45.1%
短い	12	16.90%	普通	26	36.6%
合計	71	100.0%	やや不満	3	4.2%
			不満	0	0.0%
			合計	71	100.0%

#### (2) 議会の概要説明

9割近く以上が時間を丁度よいと回答。満足との回答は約5割。

時間	(人)	(%)	感想	(人)	(%)
長い	0	0.0%	大変満足	6	5.1%
丁度よい	104	88.1%	満足	52	44.1%
短い	0	0.0%	普通	27	22.9%
無回答	14	11.9%	やや不満	0	0.0%
合計	118	100.0%	不満	0	0.0%
			無回答	33	28.0%
			合計	118	100.0%

(3) 議場の見学

9割近く以上が時間を丁度よいと回答。満足との回答は約6割。

時間	(人)	(%)	感想	(人)	(%)
長い	0	0.0%	大変満足	24	20.3%
丁度よい	104	88.1%	満足	51	43.2%
短い	3	2.5%	普通	18	15.3%
無回答	11	9.3%	やや不満	0	0.0%
合計	118	100.0%	不満	0	0.0%
			無回答	25	21.2%
			合計	118	100.0%

(4) 議場演奏会

6割近くが時間を丁度よいと回答する一方、3割近くが短いと回答。満足との回答は約8割で、不満と回答した2名は演奏会の時間の延長を要望。

時間	(人)	(%)	感想	(人)	(%)
長い	2	1.7%	大変満足	66	55.9%
丁度よい	69	58.5%	満足	29	24.6%
短い	32	27.1%	普通	3	2.5%
無回答	15	12.7%	やや不満	1	0.8%
合計	118	100.0%	不満	1	0.8%
			無回答	18	15.3%
			合計	118	100.0%

6 また参加したいか

7割以上が再度の参加を希望

	(人)	(%)
参加したい	86	72.9%
演奏会のみ参加したい	16	13.6%
参加したくない	1	0.8%
無回答	15	12.7%
合計	118	100.0%



## 7 議場演奏会と議会見学会の感想や県議会に望むこと（自由記述・主なもの）

### （1）感想

#### ① 県議会が身近に感じられた、勉強になった

- ・思い切って参加して、有意義に思った。自分の都合で最後まで参加できず、とても残念。
- ・ニュースで見ている場所に実際に来ることができて良かった。これから県議会のニュースを見るときに姿勢が変わるように思う。
- ・演奏会が目的だったが、議会のことや建物のことなどを知れて勉強になり楽しかった。
- ・議会について、建物の中や詳しい内容を知ることができて、おもしろかった。
- ・演奏会に盛り上がる県議の方たちに親しみを感じた。
- ・県庁、議会に入る機会がなかったが、今回初めて見学に参加でき、県庁・議会が身近に感じられ大変良かった。

#### ② 今後も実施してほしい、また参加したい

- ・初めて参加した。とてもよい取り組みだと思う。これからも続けていただきたい。
- ・とても貴重な経験になった。機会があればまた参加したい。
- ・ぜひ、傍聴したいと思った。

#### ③ その他

##### <予算特別委員会の傍聴と議会見学会>

- ・私達が選んだ議員の皆さんの仕事振りを初めて見せていただき、とても興味深かった。
- ・見学することで、県政が身近に感じられた。
- ・委員会では、もう少し白熱した意見交換があると、山形も発展するのかなと思った。
- ・傍聴の時間をもう少し長くしてほしい。
- ・議員の居眠りや私語が目立った。

##### <議場演奏会>

- ・切ない調べ、明るい演奏に、毎日の疲れを忘れ、心が洗われたよう。
- ・演奏会を議席で聞きたかった。
- ・予定時間を守ってほしい。

### （2）県議会に望むこと

- ・県民の生活がよりよくなるため、山形県発展のため尽力していただきたい。
- ・議員43名の力を合わせて、山形県の発展に取り組むことを心から期待。
- ・議員の皆様頑張ってもらって山形県を発展させてほしい。

### （3）その他

- ・県議会はあまり身近なものでなく選挙で議員を選んで終わりという感じが否めない。県民の意識も変えなければいけないが、県議会は敷居が高いというか、気軽に来れる場所でもない。このような機会が増えることを望む。

# 令和5年度 生徒・学生と県議会議員との意見交換会 の実施状況について

## I 総括

### 1 実施校

生徒・学生と県議会議員との意見交換会は、平成27年度の試行を経て、28年度から開催している。令和5年度は、意向調査において希望があった学校の中から、学校所在地域や過去の開催状況等を考慮して、6校で実施（学校開催5校、議事堂開催1校）し、正副議長、広報・広聴委員を中心に延べ30名の議員が意見交換会に出席した。

開催日	学校名	出席議員数	参加者数	開催場所
7月13日（木）	県立米沢商業高等学校	5名	23名	学校（米沢市）
8月29日（火）	新庄東高等学校	5名	38名	学校（新庄市）
9月7日（木）	県立高畠高等学校	5名	16名	学校（高畠町）
11月10日（金）	東北文教大学	5名	14名	議事堂
11月22日（水）	県立鶴岡中央高等学校	5名	48名	学校（鶴岡市）
1月16日（火）	大原学園山形校	5名	15名	学校（山形市）
計6校		30名	154名	

### 2 意見交換の概要

参加した生徒・学生の発言の機会を確保するため、活動報告や班ごとのワークショップを取り入れるなど、各校の希望の開催方式により実施し、活発な意見が交わされた。また、県議会への理解を深めていただくため、一部の学校においては、山形県議会の概要等説明も合わせて行った。

#### 【意見交換の項目】

##### （1）活動報告＋質疑応答形式

###### ① 県立米沢商業高等学校

#### 【活動報告】

- ・「紅色ビジネス大作戦 ～やまがたに馴染む色は何？～」 （商業研究部）

【質疑テーマ】

- ・上記の活動報告（商業研究部）
- ・魅力ある米沢にするには（生徒会役員）

**(2) ワークショップ形式**

① 新庄東高等学校

【全体テーマ】 持続可能な山形県に向けて

- 1班「防災・災害の避難」、2班「若者の流出」、3班「少子高齢問題」
- 4班「今後の観光政策」、5班「まちづくり」

② 県立高畠高等学校

【全体テーマ】 山形県の将来について

- 1班「山形県の人口を増やすには」、2班「山形県の教育について」
- 3班「山形県の『若者』を定着させるためには」
- 4班「山形県の観光をより発展させていくためには」

③ 東北文教大学

【テーマ】

- 1班「魅力ある山形県にするには」（人間科学部人間関係学科）
  - 2班「保育・教育の現場における課題について」（同子ども教育学科）
- ※議事堂開催につき、終了後に議場見学を実施した。

④ 県立鶴岡中央高等学校

【全体テーマ】 若者の未来 山形の未来

- 1班「子育て支援」、2班「人口減少・地域活性化」、3班「働き方」
- 4班「若者の政治参加」、5班「若者の主張」

**(3) 質疑応答形式**

① 大原学園山形校

【テーマ】

- ・山形県内の人口減少（若者の県外流出）について
- ・政治のデジタル化について
- ・交通政策・観光政策について

### 3 参加者アンケート結果の概要

#### (1) 意見交換会に参加した感想

参加した生徒・学生からは、議員の考えや県の取組状況等の話を直接聞いたり、意見や疑問点を伝えたりすることができたとして、好意的な意見が多く寄せられ、満足度が高いものであったことがうかがえる。課題としては、意見交換を深めるためには時間が短かった、打ち解けて話すまでに時間がかかったため、班ごとのアイスブレイクがあってもよかったなどの意見があった。

#### 【主な感想の内容】

##### ① 議員との意見交換について

- ・活動報告に対して思いつかない的確な意見をいただき、とても勉強になった。一方、学校側の発言者が限られていたことは改善する必要があると思った。
- ・難しいテーマであったが、高校生にも理解できるように、親身になって分かりやすく話をしてもらえてよかった。
- ・内容が難しかった。せっかく素晴らしい政策であっても、それが自分にどう関係し、恩恵を受けられるかがわからないと意味がないと感じた。
- ・ホームページ等では分からなかったことを直接聞けるのは良かったが、時間が短く意見交換が中途半端になってしまったのが残念だった。
- ・これまで自分たちの考えや思いを議員へ伝える場面がなかったので、貴重な機会だった。真剣に話し合うことで大人と関わる喜び、楽しさを感じた。意見を県の施策に生かしたいと言われて嬉しかった。
- ・自分たちが困っていることを直接伝えることができ、それに対して県議会がどう動いているかを聞くことができた。一般論ではなく、具体的な対策について聞いて貴重な機会であった。
- ・意見をしっかり聞いてもらった後に、こうしたらもっと良くなると助言してくれていい意見交換になった。私たち一人ひとりの考え方で社会が変わっていくものだと思った。
- ・議員と話をすることで、自分たちの選択で将来がどう変わってくるかを深く考えることができた。山形県の課題について考えることができ、自分なりの意見をもっと深く考えられるようになりたいと思った。
- ・自分が住む地域のことをよく知らないことがわかった。これからは他人事にせずに関心を持っていきたい。
- ・自分の進路を考える上でも参考になった。これから地域を支えるのは自分たちなので貢献できるように頑張りたい。
- ・施策を提案することは可能であるが賛同する人が少ないと意見が通らないという議員の苦勞も知ることができた。

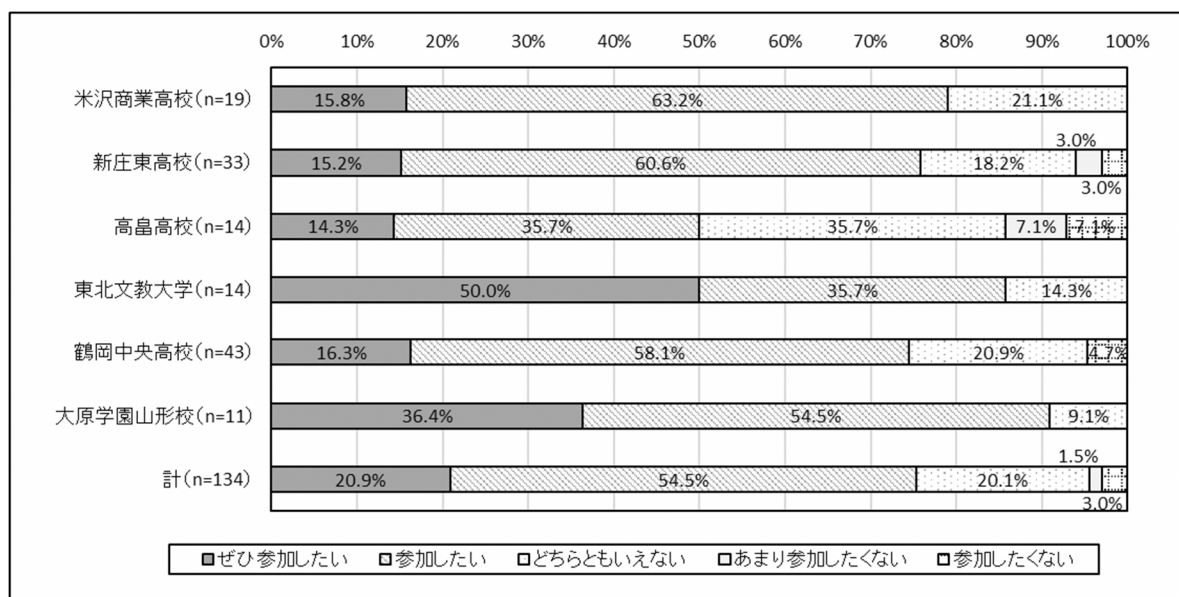
## ② 政治・選挙や県議会への関心について

- ・ 県議会議員と聞いて、厳格なイメージをもっていたが、想像していた以上に気さくで優しく、話しやすく身近に感じることができた。イメージが変わった。
- ・ 山形県の政治について、普段はあまり考えることがなかったが、意見交換会を通して県や政治の状況を知ることができ、いい機会になった。
- ・ 地方での政治参加について、話を聞くことができた。18歳になり、新聞を読んだり、地域のニュースに触れる機会が増えたと思うが、今後も積極的に政治に参加していきたい。
- ・ 政治の授業で政治の仕組みを勉強したが、自分たちの生活に関わってくることまでは学んでこなかった。政治が自分に大きく関わってくることを感じられないと政治への関心は高まらないと思う。
- ・ 小学校から政治についての教育に取り組んで、より深い知識と関心を醸成していったらどうか。
- ・ 若い世代の人の政治参加が少ないことが分かった。もっと多くの若者が投票すれば、自分たちの意見も反映してもらえるのかと思う。
- ・ 18歳になったので選挙の際はなるべく投票に行きたいと思った。
- ・ 若者だけではなく他の年齢層の方も含めて、グループワーク等の議員に意見を直接伝える機会を作ることで政治への関心が高まるのではないかと。

## (2) 今後の参加希望について

各校の回答を集計すると「ぜひ参加したい」と「参加したい」で75.4%を占め、全体として好意的に受け止められている。

(問) 同様の機会（実施は学校・教員）があったら参加を希望しますか。

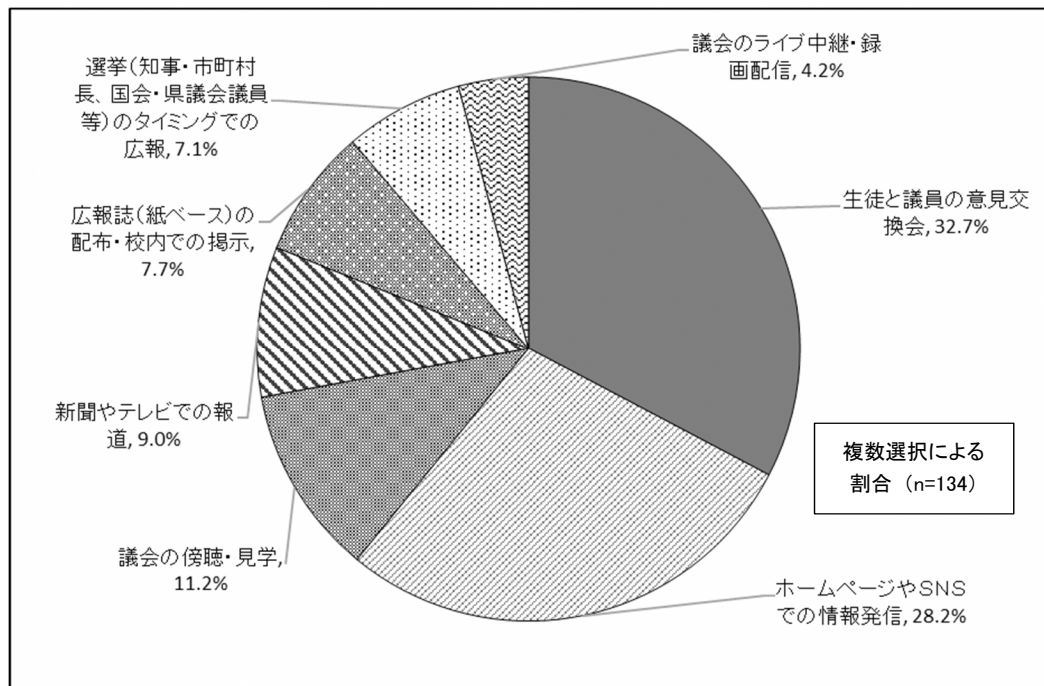


### (3) 若者に対する効果的な広報について

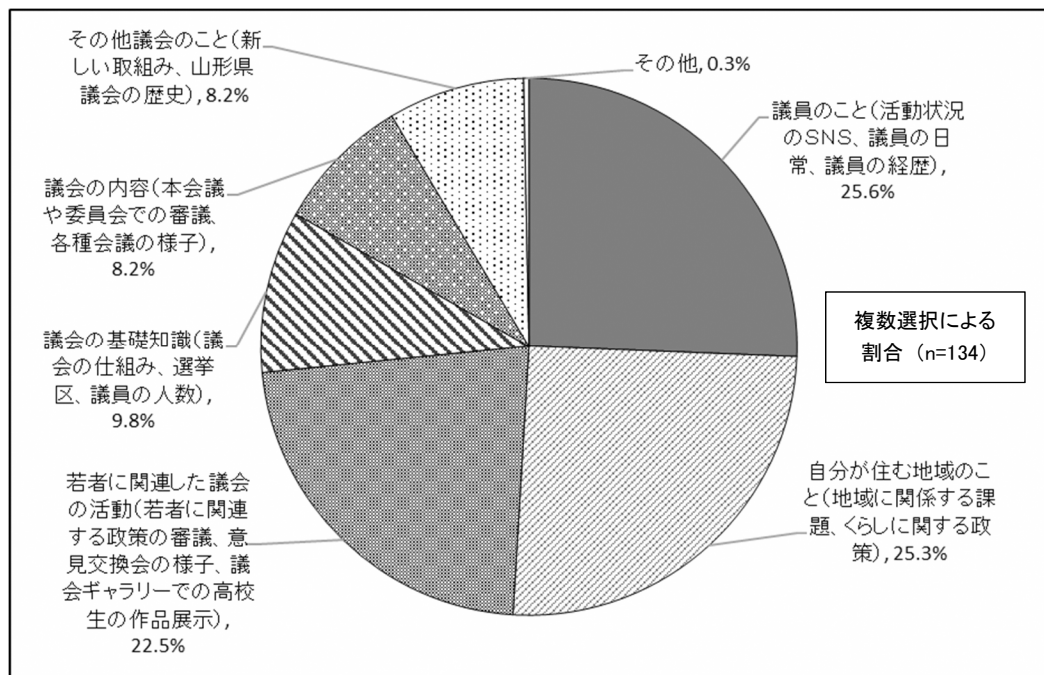
広報手段については、意見交換会の拡充を求める意見が最多で、次いで「ホームページやSNSでの情報発信」で、この2項目で全体の6割を占めた。

興味・関心を持ってもらえる内容については、「議員のこと（活動状況のSNS、議員の日常、議員の経歴）」と「自分が住む地域のこと（地域に関する課題、暮らしに関する政策）」がほぼ同数で、合わせて5割を占めた。

(問) 若者に対して、どのような広報（周知・情報発信）が効果的だと思いますか。



(問) どのような内容だと若者に興味・関心を持ってもらえると思いますか。



## II 学校ごとの実施状況

### 1 県立米沢商業高等学校

開催日時	令和5年7月13日（木）15時30分～17時00分
開催場所	山形県立米沢商業高等学校（米沢市）
出席議員	小松伸也、佐藤文一、相田日出夫、遠藤寛明、青木彰榮
参加者	商業研究部及び生徒会役員 23名
意見交換の概要	<p>商業研究部の活動発表「やまがたのイメージカラーを紅色にする提案」、生徒会役員の「魅力ある米沢にするには」をテーマに生徒と議員が意見交換を行った。</p> <p>【主な意見等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・イメージカラーを決めれば、様々なシーンで活用されてビジネスチャンスが広がるのではないかと。紅花を活用した商品開発の結果を踏まえて、山形県のイメージカラーを紅色にしてはどうか。</li><li>・令和4年8月豪雨で米坂線が不通になり、バス代行が行われており、通学で苦労している。後輩のためにも復旧を進めてほしい。</li><li>・地域における若者の減少、流出を止めるにあたり、県外で結婚しても子育て環境が充実しているのであれば、地元に戻ってくると思う。統合により使用されていない小中学校を子どもが遊べる施設に改修してはどうか。</li><li>・2年次に進学予定者も含めた企業見学を行っている。地元の中小企業を知る機会となり印象に残るため、若者が戻ってくるきっかけになるのではないかと。</li></ul>

## 2 新庄東高等学校

開催日時	令和5年8月29日（火）13時30分～15時00分
開催場所	学校法人新庄学園新庄東高等学校（新庄市）
出席議員	森田廣、松井愛、佐藤正胤、吉村和武、加賀正和
参加者	生徒38名
意見交換の概要	<p>「持続可能な山形県に向けて」を全体テーマとして、①防災・災害の避難、②若者の流出、③少子高齢問題、④今後の観光政策、⑤まちづくりの5班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行った。また、生徒が各班で取りまとめた内容を発表した。</p> <p>【主な意見等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に確認するホームページがいろいろあるので、慌てることになると思う。また、防災対策は県と市町村の連携を密にしてほしい。</li> <li>・自分が住む最上町から新庄市を経由して、山形市に電車で行くためには時間がかかる。電車の本数を増やすことは難しいとしても、ダイヤを見直しして乗継ぎを改善してほしい。</li> <li>・若者の流出を減らすために育児しやすい環境をつくること、子どもを生み育てたくなる政策が重要である。自分が親の立場になると考えてみて、金銭的なサポートや相談を受けられる体制、職場環境等を充実させていけばよいのではないかと思う。</li> <li>・地元への関心がないことが課題であるため、まずは地元を知ることが大切である。SNSで情報を拡散することで、観光客も増えると思う。また、観光を産業として捉えると、旅館を支える食料品店や電車・タクシー等の存在も大切で、観光がまちづくりにもつながることが分かった。</li> <li>・全ての施策は最終的にはまちづくりにつながると思う。教育の観点からは、全国学力テストの山形県の順位があまりよくないが、親の価値観等を含めて周囲の環境をつくっていくことが必要。</li> </ul>



### 3 県立高畠高等学校

開催日時	令和5年9月7日（木）10時50分～12時40分
開催場所	山形県立高畠高等学校（高畠町）
出席議員	小松伸也、阿部恭平、梅津庸成、遠藤和典、五十嵐智洋
参加者	生徒16名
意見交換の概要	<p>山形県の将来について、①人口増、②教育、③若者定着、④観光発展の4班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行った。また、生徒が各班で取りまとめた内容を発表した。</p> <p>【主な意見等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口を増やしていくためには東京で山形の野菜を売るイベントを開催するなど、積極的に魅力を発信する必要があると思う。</li> <li>・人口増には交通網を整備しなくてはならない。電車の本数を増やすだけでなく、接続するバス等の目的地までのアクセスや地元の人たちの利便性を考えた仕組みを考えなければならない。</li> <li>・校則が今の時代に合っていないと思う。私立高校は比較的自由な校則になっていると感じるが、公立高校も学校の押し付けではなく生徒が話し合って校則を変えていくべき。</li> <li>・先生の労働時間を見直す必要があると思う。教育委員会は教職員の労働時間を見直すためにアンケートを取り、労働時間の改善や部活動の地域移行の促進に取り組んでほしい。</li> <li>・若者定着のために山形の魅力を発信する方法として、インスタグラムのストーリーズ機能の利用やインフルエンサーの活用が有効。しかしながら、自分たちが山形のいいところを知らないことが欠点になっている。</li> <li>・山形県の国際交流が遅れていると感じる。コロナで交流が停止してしまったこともあるが、国の支援等も求めながら取り組んでほしい。</li> <li>・観光PRでSNSによる広報活動をもっと活発にしてほしい。日本人が見たいものと外国人が見たいものは違う。高畠町の町民は優しい人が多いので、人を観光資源として活用したり、里山が外国人に魅力的に見えることを広めて、効果的な発信方法を考えてほしい。</li> <li>・若い人を高畠町に呼ぶには「美味しいものがある、かわいいカフェやお店、写真映えするポイントがある、賑やか」等若者のニーズを捉えた発信が重要。</li> </ul>

#### 4 東北文教大学

開催日時	令和5年11月10日（金）16時45分～17時45分
開催場所	山形県議会議事堂
出席議員	小松伸也、石川正志、鈴木学、今野美奈子、相田光照
参加者	学生14名
意見交換の概要	<p>①魅力ある山形県にするには（人間科学部人間関係学科）、 ②保育・教育の現場における課題について（同子ども教育学科）の2班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行った。また、学生が各班で取りまとめた内容を発表したほか、終了後に議場を見学した。</p> <p>【主な意見等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県の良いところは人や風土。不便なところもあるが、様々なことが揃っていると思う。魅力ある県にするには、PRの方法を工夫する必要がある。</li> <li>・公共交通機関について、人口減少とのバランスを取りつつ、若者や高齢者等の当事者のニーズに合わせて充実させていくことが重要である。</li> <li>・観光客を迎え入れる場面等でのコミュニケーション能力の向上が大切である。</li> <li>・小学校や保育園・幼稚園は、人手不足で労働時間が長く、休憩を取りにくいこと等もあると思う。多忙な状況により、モチベーションや教育・保育の質が低下する懸念がある。</li> <li>・小学校での教育実習に参加したが、育休・産休の制度があっても代替となる教員がいない状況で、学校現場は厳しい状況だと感じた。ICTの活用により事務作業等の負担軽減を進める必要がある。</li> <li>・保育園で連絡アプリを導入している事例があり、子どもの様子をスマホで確認したり、登園確認を簡単にすることができ、保護者の安心や園との円滑な連携につながる。こうした取り組みを広げていくことが重要である。</li> </ul>

## 5 県立鶴岡中央高等学校

開催日時	令和5年11月22日（水）10時45分～11時45分
開催場所	山形県立鶴岡中央高等学校（鶴岡市）
出席議員	石川渉、伊藤香織、佐藤文一、遠藤和典、菊池文昭
参加者	生徒48名
意見交換の概要	<p>「若者の未来 山形の未来」を全体テーマとして、①子育て支援、②人口減少・地域活性化、③働き方、④若者の政治参加、⑤若者の主張の5班に分かれてワークショップ形式で意見交換を行った。また、生徒が各班で取りまとめた内容を発表した。</p> <p>【主な意見等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援のため、教育費の負担を減らす取り組みが必要。また、公園の整備に関しては設置者と話し合いを行っていくことや、署名活動等により世論を高めていくことが重要。</li> <li>・地域活性化に向けて、首都圏にはない山形にあるものの魅力を周知する取り組みとともに、住んでいる人が地元を誇りに思えるようにしていくことが大事。</li> <li>・働く際の各種ハラスメントの防止に向けては、全体の実態を把握した上で、国や県等に設置されている相談窓口を活用していくべき。</li> <li>・多くの若い女性が県外に出て戻ってこないことについては、地元に戻るきっかけがないことが大きな要因であると思う。</li> <li>・若者の政治参加を進めるため、インターネットによる選挙投票により手続きを簡略化できれば投票率が伸びるのではないか。</li> <li>・若者の主張として、町中に休憩できるスペースをつくることに関して、実現できるように要望書や署名活動を行い訴えていく方法がある。</li> </ul>

## 6 大原学園山形校

開催日時	令和6年1月16日（火）13時40分～15時10分
開催場所	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校 大原スポーツ公務員専門学校山形校（山形市）
出席議員	森田廣、橋本彩子、石川正志、石塚慶、相田日出夫
参加者	学生15名
意見交換の概要	<p>①山形県内の人口減少（若者の県外流出）、②政治のデジタル化、③交通政策・観光政策をテーマに、質疑応答形式で意見交換を行った。</p> <p>【主な意見等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内にどのような企業や仕事があるかについて、若者にあまり認知されていないと思う。情報発信を強化するなどしてもっと地元のことを知ってもらう取組みが必要である。</li> <li>・TeamsやZoom等のオンライン会議システムを学校でも使用しており、社会の中でも利用が進んでいる。政治においてもどんどん活用していくべきではないか。</li> <li>・若者が選挙に行かない理由として、投票所に行くことが大変であるからということもあると思う。投票のデジタル化を進めれば投票率の向上につながると思う。</li> <li>・公共交通が不便であるために、観光誘客に結びついていない地域が多くあり、もったいないと感じている。インバウンドの観光客やリピーターを多く呼び込むためにも交通網の整備・充実が必要ではないか。</li> <li>・飲食店でアルバイトをしている。そのエリアは交通の便がよく、人が多い地域であると思うが、その割には飲食店数が少ないと感じている。人が集まる場所に飲食店を増やして、地元の食べ物や県産酒等を提供して地域にお金を落としてもらう仕組みづくりが重要ではないか。</li> </ul>



## 2 回 目 (再開後)

### 1 討論の通告について

- ・ 議事調査課長から、関徹議員より議第51号に対して反対討論を行いたい旨の発言通告書が、木村忠三議員より同議案に対して賛成討論を行いたい旨の発言通告書が提出されており、討論の順番と時間についてご協議いただきたい旨の説明があった。
- ・ 協議の結果、討論の順番は、関議員、木村議員の順に、時間は、各3分以内と決定された。

### 2 再開後の議事について

- ・ 議事調査課長から、資料「会議順序表（再開後）」により説明があり、了承された。

### 3 その他

- ・ なし。

### 4 次回議運開催日時

- ・ 3月18日（月）午前10時と決定された。

### 5 本会議再開時刻

- ・ 本会議の再開時刻は、議会運営委員会終了後、直ちにと決定された。

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年3月15日（金）

本会議休憩中

- 1 討論の通告について
- 2 再開後の議事について
- 3 その他
- 4 次回議運開催日時  
3月18日（月）午前10時
- 5 本会議再開時刻

令和6年3月15日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員 関 徹



## 発 言 通 告 書

今回の県議会において次のとおり発言したいので通告します。


発言の種別	質疑	一般質問	討論 (賛成・反対)	一身上の弁明
<p>&lt; 発言の趣旨 &gt;</p> <p>議第51号</p> <p>山形県山形新幹線新トンネル整備基金条例の設定について</p> <p>本県の費用負担の面などに疑義があるため反対する。</p>				



令和6年3月15日

山形県議会議長 森田 廣 殿

山形県議会議員

木村 忠三 

## 発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問・ <u>討論</u> ・一身上の弁明
発言の要旨(討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)	答 弁 者
<p>議第51号 山形県山形新幹線新トシ整備基金交付 の認定に<del>関</del>対する費用<del>の</del>討論</p> <p>理由.</p> <p>新トシ整備の推進は、県政発展のため必要 不可欠と存じます。</p>	

# 会 議 順 序 表 (再開後)

[議事日程第7号]

令和6年3月15日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p style="text-align: center;">&lt; 再 開 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案及び請願上程 (議第28号から議第91号までの64件及び請願)</li> <li>○ 常任委員長報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>文 教 公 安 常任委員長</li> <li>厚 生 環 境 常任委員長</li> <li>農 林 水 産 常任委員長</li> <li>商 工 労 働 観 光 常任委員長</li> <li>建 設 常任委員長</li> <li>総 務 常任委員長</li> </ul> </li> <li>○ 討 論 <ul style="list-style-type: none"> <li>11番 関 徹 議員</li> <li>35番 木 村 忠 三 議員</li> </ul> </li> <li>○ 議案採決 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議第51号</li> <li>(2) (1)を除く63議案</li> </ul> </li> <li>○ 請願採決</li> </ul>	起 立 簡 易 簡 易
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案上程 (議第92号及び議第93号の2件)</li> <li>○ 知事説明</li> <li>○ 関係常任委員会付託 (議第92号及び議第93号の2件)</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt; 散 会 &gt;</p>	